

## 9 . 危険物・防災・保安分野

<p>危険物・防災・保安 (1)</p>	<p>保安法令の重複適用の排除</p>
<p>規制の現状</p>	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けている。例えば、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備」、労働安全衛生法では「圧力容器」と、異なる名称で規制している。このため、装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、消防法と高圧ガス保安法あるいは労働安全衛生法と、複数の法令によって重複して規制を受けることとなっている。</p> <p>こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者には、基準の解釈と整合性の確保、申請手続、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないように、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。</p> <p>少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごとに一括して適用することとすべきである。</p> <p>第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>コンビナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はそれぞれ異なる目的と対象を有するものの、現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわないものとなっている。</p> <p>例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態であるため、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行うことになっている。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。)</p> <p>「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安四法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。</p> <p>一設備または一装置について一法令の適用となれば、許認可にかかる手続きが簡素化され、負担が軽減される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室 厚生労働省労働基準局安全課 経済産業省原子力安全保安院保安課</p>

<p>危険物・防災・保安 (2)</p>	<p>特定事業所における防災要員、防災資機材の確保等の緩和[新規]</p>
<p>規制の現状</p>	<p>石油コンビナート等特別防災区域内にある事業所においては、危険物等の取扱貯蔵量により第一種または第二種事業所(特定事業所)の指定を受け、所定の防災要員と防災資機材の配置が義務付けられている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>危険物を全て除去し、特定事業所を休止(生産活動を行わない)し、かつ所轄の消防当局の確認を受けた場合は、特定事業所に課せられる防災要員、資機材の確保等を緩和すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法は、一定数量以上の石油等を取り扱う、もしくは貯蔵する特定事業所に対して規制し、特別防災区域内の災害発生、拡大の防止等を図っている。危険物を全て除去し、特定事業所を休止した場合、災害発生、拡大等の懸念はなく、化学消防体制等の防災要員、資機材の確保は不要と考えられる。 企業にとっては、休止状態にもかかわらず防災要員や資機材の配置を求められることは、毎年膨大な経費負担となり、事業展開に支障を来す恐れがある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法 第2条、3条、5条、15条、16条、17条 石油コンビナート等地区別防災区域を指定する政令</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁特殊災害室</p>

<p>危険物・防災・保安 (3)</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>防災資機材等の規定は仕様規定化されており、技術の進歩に即応した新技術の導入が極めて反映されにくい仕組みとなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>防災資機材の技術は急速に進歩しており、石油コンビナートの防災体制の高度化を図るため、現在の仕様規定から、性能規定へと転換し、新技術を導入可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>新しい技術を機動的に導入しようとしても、現行の仕様規定の下では、法の解釈や運用において限界があり、不可能となっている。新技術の安全性や性能を証明するための実証実験、シミュレーション、消火実績をデータをもって説明しても活用できず、技術の進歩にあわせた防災体制の高度化を図ることができない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法 第8条、15条、16条 石油コンビナート等災害防止法施工令 第7～13条、15条、16条、19～20条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織などに関する省令</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁特殊災害室</p>

<p>危険物・防災・保安 (4)</p>	<p>防災資機材としての大容量泡放射砲の採用【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>防災資機材の技術基準は仕様規定で定められており、泡水溶液を放射するのに三点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)しか原則的に使用できないこととなっている。 消防用機械器具の技術の進歩に応じた新技術を導入するためには、関係委員会での数年間にわたる審議や所管部門との折衝等が必要となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>大容量泡放射砲の採用を政令で認めるとともに、他の防災資機材(例えば液面下泡放射方式等、油回収器等)と同様に、事業者が自主的に選択できる仕組みとすべきである。 また、リング火災消火や防油堤内における消火活動に、大容量泡放射砲の仕様を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>大容量泡放射砲の性能は、海外の多くの消火実績だけでなく、消火理論に基づいている。危険物保安技術協会の委員会においても、内外の実証試験の結果をふまえて、その有効性が評価されている。 大容量泡放射砲を試験導入し、消防庁、公設消防等多くの防災関係者に放水実演を通じて性能を確認しており、さらなる個別評価による認定といった制度が必要とは考えられない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法 第15条(特定防災施設)第1項 石油コンビナート等災害防止法施行令 第8条(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)、第15条(代替措置) 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織に関する省令 第18条(大型化学消防車等)、第20条(大型高所放水車等による代替措置)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁特殊災害室</p>

<p>危険物・防災・保安 (5)</p>	<p>ボイラー、第一種圧力容器の検査証有効期間に関する規制緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>ボイラー、第一種圧力容器の性能検査の検査証有効期間は1年となっている。 また、検査は有効期限まで1ヶ月以内となる日から可能であるが、有効期限まで1ヶ月となる日までに、更新の検査を行うことができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>ボイラー検査証の有効期間(基本開放周期)を現行の1年から2年、さらには順次3年に延長すべきである。 落成検査実施後初めて実施される性能検査までの有効期間については、最長1年の間で実施可能とすべきである。 2年連続運転時の性能検査については、検査証の有効期間の満了日の前後各1ヶ月以内に検査を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>圧力や運転条件が、より厳しい高圧ガス製造設備の基本開放検査周期は3年となっている。また、圧力、温度の低い発電用ボイラーの定期検査は2年に1度となっている。 圧力や運転条件がよりマイルドなボイラーや圧力容器の基本開放周期は1年とされていることは、規制の合理性に欠ける。 プラントは複数台のボイラーならびに第一種圧力容器(以下ボイラー等)で構成されることが多く、ボイラー等を更新または増設する場合、他のボイラー等との性能検査の満了日が異なる場合があり、プラント運転停止日の調整が困難となっている。 運転時検査が集中する場合、検査、安全管理部門の負担が集中することがあり、検査時期の分散が望まれる。2年連続運転時の性能検査(運転時検査)については、前回の開放検査において、2年連続運転における安全性が認められており、また運転時検査では書類検査が中心となっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>ボイラー及び圧力容器安全規則第37条 同 第37条、第38条、第40条、第75条 昭和47年12月8日 基発第780号 「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」(平成14年3月29日 基発第0329018号)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>厚生労働省労働基準局安全衛生部、安全課</p>

<p>危険物・防災・保安 (6)</p>	<p>労働安全衛生法の認定制度における自主検査の導入【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>労働安全衛生法の認定制度の性能検査は性能検査代行機関が行うこととなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>認定制度に自主検査を導入し、自主検査を基準としている高圧ガス保安法の認定制度との整合化を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>労働安全衛生法の認定制度では、性能検査は性能検査代行機関が行うこととされ、事業者自身が検査、判断することができない。 事業所の安全管理、設備管理は装置ごとに行っているが、装置を構成する設備ごとに検査の主体が異なるため、事業所運営の効率の低下を招いている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>ボイラー及び圧力容器規則 第35条(性能検査)、40条(ボイラーの性能検査を受ける時の措置)、第75条(第一種圧力容器の性能検査を受ける時の措置)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課</p>

<p>危険物・防災・保安 (7)</p>	<p>製造業者に係る軽微な変更の工事等の対象拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>製造施設の位置、構造または設備の変更工事のうち、以下の工事以外は経済産業大臣の許可が必要であり、軽微な変更工事であるにも関わらず、速やかな実施が困難となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工室等内の暖房装置、照明設備または排気装置の取り替え</li> <li>・土堤の堤面または簡易土堤の頂部の取り替え</li> <li>・工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置または手押し車の変更</li> </ul>
<p>要望内容</p>	<p>火薬類を直接に取扱わない施設・設備等の変更工事(改造、増設等)等、経済産業大臣の許可を必要としない軽微な変更工事等の対象を拡大すべきである。 (例えば、温湿度調整設備、換気設備、照明設備、配電盤、操作パネル、配管、監視カメラ、避雷設備、工室外に設置する付属設備等)</p>
<p>要望理由</p>	<p>経済産業大臣の許可を必要とする変更工事等の場合、変更の申請から承認、完成検査までに長時間を要し、作業が中断するなど効率的な実施が困難となる場合がある。製造保安責任者の責任の下、軽微な変更工事の対象を拡大し、保安の向上につながる工事の迅速な実施が可能となることが望まれる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>火薬類取締法第10条第1項(製造施設等の変更) 火薬類取締法施行規則第8条(製造業者に係る軽微な変更の工事等)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>経済産業省原子力安全・保安院保安課</p>

<p>危険物・防災・保安 (8)</p>	<p>危険物一般取扱所の設置に関する規制の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>危険物一般取扱所の構造基準は、危険物製造所構造基準を準用することとなっており、保安距離ならびに保安空地の確保が指定されているほか、建物全体にかかる構造、設備基準が定められている。 この基準によれば、一般取扱所の建物は一般建物と隣接して設置することができず、独立した建物とする必要がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>既存工場の一部に危険物一般取扱所を設置する場合には、間仕切壁の耐火構造化、出入口の自動閉鎖扉化等、安全確保に必要な構造基準を明確にし、当該措置を講じることにより、部分設置を可能とするべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>工場の一部において有機溶剤等危険物を指定数量以上使用し、取扱う場合、原則として工場全体が危険物一般取扱所として規制されることになる。新設工場の場合は基準に則った対応が可能であるが、既存工場の場合、改造等基準を満たすための措置を講じることが困難な場合が多い。 製造品目の変更や、製造方法や機械設備の進歩に伴い、従来一般取扱所ではなかった建物を一般取扱所に変更せざるを得ない場合があるが、合理的な対応が困難となっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第10条 危険物の規制に関する政令第9条(製造所の基準)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁</p>

<p>危険物・防災・保安 (9)</p>	<p>危険物施設における「単独荷卸し」実施の適用対象の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>給油取扱所においては、一定の安全設備、ローリー運転者の教育訓練実施等、所要の措置が講じられた場合、給油取扱所側の危険物取扱者の立会いがなくても荷卸作業が認められるが、給油取扱所に含まれない特約店配送センターや一般需要家では単独荷卸が認められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>給油取扱所と同条件の設備、取扱上の措置を施した配送先については、特約店の配送センターや一般工場等の「屋外タンク貯蔵所」ならびに「地下タンク貯蔵所」でも単独荷卸の実施を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>特約店の配送センターや一般需要家は、既に単独荷卸が認められている給油取扱所よりも出入する者が関係者に限定されている。 さらに、灯油センター、一般工場等への配送では、殆どが単一油種であり、コンタミネーションの可能性は低い。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>「給油取扱所における単独荷卸に係る運用について」 (平成11年2月25日 消防危第16号)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

<p>危険物・防災・保安 (10)</p>	<p>消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>&lt; 範囲の拡大 &gt;  消防法の認定制度では、屋外貯蔵タンクについてはその範囲が「完成検査」ならびに「完成検査前検査(水張り検査)に限定」されており、その対象も1000kl未満のタンクに制限されている。  &lt; 自主検査の導入 &gt;  完成検査の認定制度は、事業者自身が検査した結果を活用し、市町村長などが合否を判断することとされており、高圧ガス保安法の認定制度のように、自ら検査を行った事業者が判断できない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>認定の対象を、屋外貯蔵タンクについては容量制限を撤廃し、完成検査、完成検査前検査(溶接検査、基礎地盤検査)、水張り検査および保安検査まで拡大すべきである。  さらに、上記の認定制度に自主検査を導入すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>高圧ガス保安法では、所有者、管理者等の自己責任原則の下、自主検査を認めており、整合性を図るべきである。  消防法では自主検査が認められておらず、事業者が検査を完了しても市町村が交付する完成検査済書を得るまで、使用できない期間が長くなっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>「危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について」平成11年3月17日消防庁通達消防危第22号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

<p>危険物・防災・保安 (11)</p>	<p>引火性液体危険物の定義の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物是非危険物とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き上げるべきである。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどしており、各国並みに見直すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>世界各国(英、仏、独、蘭、米)の国内法では、100度前後を上限として、それ以上の引火点を有する物質に対して、引火性危険物としては事実上規制しておらず、その管理は事業者の自己管理に委ねられている。 他方わが国では、規制に伴い、石油製品を消費する多くの産業において、貯蔵、製造、流通、管理等のコストが高み、負担となっている。 危険物施設の火災事故と一般の火災事故の発生件数を比較し、また地震対策などの安全対策の推進状況を勘案しつつ、制度の国際整合化を図ることが望まれる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第2条(用語の例)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

<p>危険物・防災・保安 (12)</p>	<p>炭酸ガス(CO<sub>2</sub>)冷媒に関する高圧ガス保安法適用除外の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>空調・冷凍機器は、高圧ガス保安法ならびに冷凍保安規則の適用を受け、許可や届出等が義務付けられる「一日の冷凍能力」が決められている。 「一日の冷凍能力」は、冷凍保安規則により、基準冷凍サイクルにおける圧縮機の冷凍能力を一日の冷凍トンの数値と定めている。同規則において適用除外となる上限容量は、炭酸ガス(CO<sub>2</sub>)冷媒については、「その他のガス」扱いとされ、可燃性を有するフロン冷媒やアンモニアと同様の法定冷凍能力3トンとされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>炭酸ガス(CO<sub>2</sub>)冷媒に関して、適用除外となる上限容量を、不活性のフロン冷媒と同等の法定冷凍能力5トンに引き上げるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>1997年のCOP3において、冷凍空調機器に冷媒として使用される代替フロン(HFC)が温室効果ガスに指定され、長期的には全廃も視野に入れた対応が必要となっている。温暖化対策への要請が強まる中、フロン系冷媒から自然系冷媒への移行が加速しており、代表的な自然系冷媒である炭酸ガス(CO<sub>2</sub>)を用いた空調・冷凍機器が注目されている。 CO<sub>2</sub>冷媒は、毒性や可燃性がなく無害であり、これを用いたヒートポンプ式給湯器は世界に先駆けて我が国で製品化されたほか、CO<sub>2</sub>を使ったカーエアコン空調システムも研究されており、各メーカーが製品化を急いでいる。一般的な空調用途においても、CO<sub>2</sub>冷媒の使用が期待されるが、適用除外となる上限容量内では、空調機能力が約6馬力と小容量となり、例えば20馬力以上の機器容量の市場が拡大している空冷式ヒートポンプチラーなど、現状への対応が難しくなっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>高圧ガス保安法 第3条、第5条第2項第2号 高圧ガス保安法施行令第2条(適用除外) 冷凍保安規則第5条第4項 「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について」(平成12年9月20日 立局第2号)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>経済産業省原子力安全・保安院保安課</p>

<p>危険物・防災・保安 (13)</p>	<p>アンモニア冷媒に関する除害方法の明確化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>アンモニア冷凍設備は、アンモニアの毒性から、漏洩時対策のため対策設備(除害設備)を設けなければならない。しかし冷凍保安規則関係基準には、「大量の水を使用する」とされているだけで、必要とされる基準が不明確であり、基準の適合性を判断する都道府県によって、明示的な基準の有無など、対応が異なることとなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>製造の許可を与える都道府県知事が同一の基準に基づいて判断ができるよう、除害設備の基準について明示するとともに、統一的基準に則して判断すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>地球温暖化対策が進む中で、冷凍機の冷媒はCFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)からHFC(ハイドロフルオロカーボン)へと転換が進んでいる。しかしHFCは温暖化係数が高く、冷凍空調機器・装置からの漏洩防止、廃棄時の回収破壊の徹底が求められており、新たな代替冷媒として、アンモニア冷媒が期待されている。 また、除害方法については、(財)日本冷凍空調工業会において検討された結果、散布式除害装置、スクラバー式除害装置等が実用水準となっており、成果を活用することができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>高圧ガス保安法 第8条(許可の基準) 冷凍保安規則 第7条第1項第16号(定置式製造設備に係る技術上の基準) 冷凍保安規則 第36条第2項第1号の二 冷凍保安規則関係基準 14.除害装置</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>経済産業省原子力安全・保安院保安課</p>